

夏の西川緑道公園ライトアップ運営業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和6年4月11日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

夏の西川緑道公園ライトアップ運営業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 夏の西川緑道公園ライトアップ運営業務委託
(2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと
(3) 委託期間 契約日から令和6年9月30日まで
(4) 概算予算額 総額4,000千円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）
(5) 支払条件 完了後払い
(6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10／100以上の額）

本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
(2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「イベント」に登録があること。
(3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
(4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者及び市内扱い業者であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～令和6年5月17日（金）
仕様書等に関する質問受付	令和6年4月19日（金）午後5時まで

仕様書等に関する質問回答	令和6年4月24日（水）午後5時までに掲載予定
企画提案書の提出	令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）
ヒアリングの実施	令和6年5月27日（月）予定
審査結果の通知	令和6年5月下旬

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報）>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）>令和6年度からダウンロードすること。

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

質問書（様式1）により仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

電子メールで岡山市庭園都市推進課へ提出すること。

●電子メール：machinaka@city.okayama.lg.jp

（2）回答方法

受け付けた質問に対する回答は、岡山市ホームページで公表します。

【留意事項】

①質問を行った企業名は公表しません。

②質問に対する回答内容は本公示の一部とみなします。

③意見の表明と解される質問、本業務に関係ない事項等の質問には回答しません。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市都市整備局庭園都市推進課宛に、「夏の西川緑道公園ライトアップ運営業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、持参するか一般書留又は簡易書留により郵送すること。【令和6年5月17日（金）午後5時まで（必着）】

（2）提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式2）

イ 企画提案参加申請書（様式3） ※岡山市への届出印を押印のこと。

ウ 企画提案概要書（様式4）

エ 企画提案書

（カラー印刷、A4版任意様式、図面等はA3版折込可。20ページ以内）

別紙仕様書（案）の内容を盛り込み、企画提案概要書（様式4）に沿って説明できる内容とすること。

※ 企画提案書は、全体にわたって提案者名（企業・団体名）がわかるような記述は一切しないようにすること。やむを得ず記述する場合は、副本については黒塗りし、わからないようにすること。

※ 企画提案書は図面等を含めて20ページ以内とし、各ページの下中央に通し番号をふること。

オ 見積内訳明細書（任意様式、消費税明記）

カ 提案者の会社概要及びライトアップイベントの実施・施工実績及びその添付資料（様式5）

(3) 提出部数

- ・社名、代表者印（岡山市に届けた使用印）のある正本 1部
- ・様式2及び様式3を添付せず、社名、代表者印のない副本 12部

(4) 注意事項

- ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。
- イ 仕様書等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ウ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。
- エ 見積額は規定の概算予定額を超えないように提案すること。
- オ 提出書類は、1応募者につき1提案とする。
- カ 提出書類の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

提案のあった企画提案書等については、「西川緑道公園イルミネーション運営業務委託企画競争審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で審査を行い、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

審査委員会は、提出書類及びヒアリングにより、審査項目について審査を行う。

(3) ヒアリングの実施

審査員による公平な審査のため、発表時には提出された副本（社名等の記載のないもの）を使用し、発表時間は1事業者につき25分以内（15分の説明、10分程度の質疑応答）とする。様式4の内容に沿って説明すること。

詳細な日時、場所については後日通知する。

※説明は提出された提案書のみで行い、追加の資料を使用した説明は認めない。

（提案書に記載された内容の動画等、同一の内容のものに限り、プロジェクター等を使用した説明を可とする。）

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ア 参加資格を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 提案者が個別に審査委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- カ 見積額が概算予算額を超過している場合
- キ その他審査委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかつた提案者へは提案書を特定しなかつたことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

審査委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 特定しなかつた提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は提案時にその旨を知らせること。また、提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (4) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第1項第2号の規定により、開示の対象としない。
- (5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (7) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課（岡山市役所本庁舎6階）

担当：小林、西浦

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1393 FAX：(086)803-1740

電子メール：machinaka@city.okayama.lg.jp